

平成21年第1回嵐山町議会臨時会

議事日程（第1号）

1月27日（火）午前1

〇時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第2号 嵐山町課設置条例の一部を改正することについて

○出席議員（14名）

1番	畠山美幸	議員	2番	青柳賢治	議員
3番	金丸友章	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	吉場道雄	議員	6番	藤野幹男	議員
7番	河井勝久	議員	8番	村田廣宣	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	安藤欣男	議員	12番	松本美子	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	柳勝次	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長		杉	田	豊
書	記	菅	原	子
書	記	石	橋	仁

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長				
高	橋	兼	副	町	長			
安	藤		総	務	課	長		
井	上	裕	健	康	福	祉	課	長
水	島	晴	産	業	振	興	課	長
加	藤	信	教	育	長			
小	林	一	好	好	好	好	好	好

◎開会の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。平成21年第1回臨時会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員は14名であります。定足数に達しております。よって、平成21年嵐山町議会第1回臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○柳 勝次議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第5番議員 吉場道雄議員

第6番議員 藤野幹男議員

第7番議員 河井勝久議員

以上3議員を指名いたします。

◎会期の決定

○柳 勝次議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。平成21年第1回臨時会を前にいたしまして、9時30分から議会運営委員会を開会いたしました。出席者は委員全員、それから岩澤町長、高橋副町長、安藤総務課長でございました。長の提出議案は、条例1件、その他1件、合計2件ということでございまして、追加議案はなしということでございます。

その後、協議した結果、本日の臨時会は1日限りということで決定しておりますので、ご報告申し上げます。

以上です。

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 ここで若干の報告をいたします。

まず、議事予定につきましては、お手元に配付しておきました議事日程のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、今臨時会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案2件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で若干の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第3、第1号議案 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 それでは、議案第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第1号は、工事請負契約の締結についての件でございます。嵐山町学校給食共同調理場新築工事の施行に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

小林学務課長。

〔小林一好教育委員会学務課長登壇〕

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、議案第1号につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書をごらんいただきたいと思います。まず、契約の目的でございます。嵐山町学校給食共同調理場新築工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、一般競争入札でございます。

次に、契約の金額でございます。2億9,820万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税額につきましては1,420万円でございます。

次に、契約の相手方でございます。東松山市松本町2丁目1番1号、伊田テクノス株式会社代表取締役、伊田登喜三郎氏でございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、参考資料のほうのご説明をさせていただきます。工事名、先ほど申し上げましたので、省略させていただきます。

施設の概要でございます。まず、構造、階数でございますけれども、鉄骨づくり平家建てでございます。建築面積 751.41 平方メートル、延べ床面積 687.47 平方メートルでございます。

次に、外部仕上げでございます。屋根、tと書いてあるのは厚さということでございます。0.4 ミリのカラーガルバリウム鋼板の平ぶきということで、カラーガルバリウムというのはアルミと亜鉛合金のメッキした鋼板ということでございます。非常に軽い素材ということでございます。それから、外壁につきましては、12.5 ミリのALCということで、これは工場生産の軽量コンクリート板ということで、これに合成樹脂系のものを塗装をしていくというふうなことでございます。

続きまして、5点目の内部仕上げでございます。各部屋の説明になっておりますけれども、主立ったものにつきましてご説明をさせていただければというふうに思います。まず、見方ということで、玄関について説明させていただきます。床、これ 15 センチ角の磁器質のタイルを張っていきますと。それから、壁でございます。厚さが 12.5 ミリのGBと書いてあるのが石こうボードでございます。それにさらに 9.5 ミリの石こうボードを張り合わせると、二重にするということでございまして、その上にビニールクロスを張っていくと、こういうふうなことでございます。それから、天井でございます。9.5 ミリの石こうボード、これに9ミリのRBというのがロックウールの化粧吸音板ということで、これは役場の天井に使われている素材と同様のものがございますけれども、そういったRB素材というか、化粧吸音板を張っていくと、二重に張るということでございます。そういうふうに各部屋を見ていただければというふうに思っております。

もう一枚めくっていただきたいというふうに思います。次のページの左側の2番目に男子、女子の休憩室というのがございます。こちらが床、これは 12 ミリの合板に畳を敷いていくと。それで、一部天然木のフローリングをつけていくと。それから、壁につきましては、12.5 ミリの石こうボード、これの上にビニールクロスを張っていくと。天井も 9.5 ミリの石こうボードにビニールクロスを張っていくと、こういうふうなことでございます。

続きまして、右側を1枚めくっていただきたいと思っております。調理室、今各部屋がほぼ調理室と同様の仕組みになっておりますので、こちらで説明

をさせていただきたいと思います。調理室につきましては、床、20センチのコンクリートをかさ上げという形で打ちまして、その上に2.5ミリの防滑性のビニールの床シート、これを張っていくと、こういうふうなことでございます。それから、壁につきましては、6ミリのABというふうに書いてあります。これが無石綿の珪酸カルシウム板という板でございませうけれども、この6ミリ、さらにもう一枚6ミリ、合わせまして二重にして、この上に抗菌塗装をしていくと、こういうふうなことでございます。それから、天井につきましても同じ6ミリのカルシウム板でやるわけですが、これに合成樹脂系のペイントを塗っていくと、EPということを書いてありますけれども、ペイントを塗っていくと、こういうふうなことでございます。

続きまして、右側のページでございませう。工事の概要でございませう。建築工事、直接仮設工事、土工事ほかいろいろな工事がございませう。ごらんいただきたいというふうに思っております。

それから、2点目が外構工事でございます。外構工事につきましては、周囲の舗装工事あるいは圍障工事ということで、これは機械設備周りにフェンスをする、囲むということでございませうけれども、そういった工事、あるいは排水工事一式でございます。

それから続きまして、3点目の電気設備工事、こちらについては高圧の引き込み設備、受変電設備等々の設備工事ということでございませう。

続きまして、もう一枚めくっていただきますと、機械設備工事、こちらにつきましては給排水衛生設備工事と空気調和設備工事ということで、空調関係の工事等々一式でございます。

続きまして、経過等でございますけれども、指名会議、平成20年12月9日でございます。公告期間、平成20年12月11日から12月21日、入札参加申し込み締め切り、平成20年12月22日、指名会議、これについては資格認定ということでございませうけれども、平成20年12月25日でございます。仕様書閲覧期間、平成21年1月5日から1月19日、質疑応答書提出日、平成21年1月9日、同回答日、平成21年1月15日、入札年月日、平成21年1月20日でございます。

続きまして、入札参加業者、伊田テクノス株式会社ほか7社ということでございまして、計8社でございます。

次に、工期でございますけれども、平成21年8月の5日でございます。契約保証金、請負代金額の10分の1以上と。

次に、契約金の支払い方法でございます。前払い金8,946万円でございます。そして、残額につきましては完成引き渡し後一括払いということでございます。

参考図書につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、入札てんまつ書でございます。ごらんをいただきたいというふうに思います。

次のページ、建設工事請負仮契約書写しをつけてございます。ご高覧をいただきたいというふうに存じます。

続きまして、図面関係でございます。まず、案内図、それと配置図でございます。役場の西側、ちょうど真ん中のところに④、既存倉庫というふうにご書いてございます。こちらが防災倉庫になっているわけでございますけれども、この西側にこういった形で配置をした計画というふうになっているところでございます。

続きまして、もう一枚めくっていただきたいというふうに思います。こちらが平面図でございます。若干ご説明させていただきたいというふうに思います。まず、左下のX4というふうにご書いてある部分、こちらの側が荷受プラットホームということで、こちらが野菜関係、検収室。荷受をして検収室が幾つかに分かれておりまして、野菜、それから乾物、そして肉、魚というのでしょうか、これらを上から検収をして、その右側に先ほど申し上げた野菜の下処理室、乾物庫、それから肉、魚の下処理室ということで、こちらのほうで受けて、こちらで処理していくということでございます。その右側が下処理をしたものを調理をしていく調理室でございます。上のほうから上処理、切裁コーナーあるいは一番下に揚げ物、焼き物コーナーがございます。真ん中にはこちらで使う器具等の洗浄コーナーというふうになっているところがございます。そして、その右側が加熱処理コーナーということで回転がま、そしてその右側に四角く囲ってあるものが6つほどありますけれども、食缶消毒保管庫ということで、こちらから食缶を出していろいろと汁とか、そういったものをくんでこの右側のコンテナ消毒保管室というふうにご書いてある、こちらが作業をする、コンテナに入れる部分になろうかというふうに思っております。その右側にまた二重の四角になっているものがあるかというふうに思うのですけれども、こちらがコンテナ消毒保管庫でございます。こちらからコンテナを出して、そして先ほど申し上げた食缶、こちらでコンテナに入れて、右下のいわゆる配送用トラックというふうにご書いてございます、こちらのほうに運びまして配送用トラックに積み込みまして各学校、園のほうへ配送すると、こういう仕組みでございます。

続きまして、午後食事が終わりました、今度は回収に行くわけでございますけれども、回収関係が右上の回収プラットホームというところから入ります。各学校で回収したものをこちらのホームで受けまして、その上には残菜庫ということで、残ったもの等についてはこちらで処理をさせていた

だくと。洗浄室というところに運びまして、縦に洗浄機が3つ並んでおります。一番左側が食缶の洗浄機でございます。こちらで洗浄したものを先ほど申し上げたその下の食缶消毒保管室、ちょっと書いてはございませんけれども、そちらのほうへ入れていくという形でございます。真ん中がコンテナの洗浄機です。こちらで洗浄したものは右下のコンテナ保管室のほうで保管をしていくと。それから、一番右側が食器の洗浄機、こちらについては洗浄が終わりますとコンテナのほうへ積み込みましてコンテナ消毒保管庫のほうで一緒に保管をしていくと、こういうような仕組みという形になっているところでございます。

それから、洗浄機の左側のほうずっと見ていただきますと、一番左側に事務室、その右側に玄関ということで、職員につきましてはこちらのほうから出入りをすると。そして、その右側に男子休憩室、女子休憩室あるいは洗濯乾燥室、あるいはトイレ、こういったものがあるところでございます。職員につきましては、玄関のほうから入りましてロッカー等で着がえていただく、そしてちょうど真ん中から少し左にあります準備室、こちら等に入りまして、分かれるかなというふうには思うのですけれども、いわゆる検収室のほうで検収して下処理をするグループ、そして調理室へ入るグループ、そういった分かれ、そして下処理が終わったら、またこの準備室へ戻りまして着がえて調理室のほうでまたそういった作業をすると、午前中はそういった作業になろうかなというふうに思っております。

それから、午後についてはまたこちらで着がえて、右上のいわゆる洗浄関係の仕事のほうへ携わると、そういうふうな流れと申しますか、仕組みと申しますか、そういったことでございます。

続きまして、次のページが建物の立面図でございます。こちらについては、東西南北からの立面図というふうになってございます。ご高覧をいただければというふうに思います。

よろしくどうぞご審議をお願い申し上げます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) まず、金額なのですが、何の説明もなかったのですけれども、12月議会で4億5,800万円という金額がかかるという説明があったと思うのです。この金額で全部できるということで理解してよろしいのでしょうか。ほかにもまだ4億5,800万円というような工事があるということなのでしょうか。その点を伺いたいと思います。

それから、平面図の関係なのですが、トイレが3カ所必要だということで

12月議会でご説明あったわけですが、Yの4のところに1つついたのかなと思うのですが、どういふ理由で1つつけるようにしたのか伺いたいと思います。

それから、シャワー室、これはどこの場所になるのかわからないのですが、その場所と、あとシャワーは一般的にどういふふうな利用を考えているのか伺いたいと思います。

以上です。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

金額的にこれで全部できるかということでございますけれども、予定しているものについては全部できるということでございます。

続きまして、トイレでございます。この平面図の中でトイレがあるわけでございますけれども、これにつきましては職員と申しますか、設計協議をしてきたわけございまして、そういった中でそういったものをつけていったということでご理解をいただければというふうに思っております。

それから、シャワーでございます。シャワーにつきましては、ちょうど洗淨室の洗淨機の左側のほうに洗濯乾燥室というのがございます。その左側のほうに脱衣と書いてありまして、その左側にUSというふうに書いてあります。これがユニットシャワーということで、こちらがシャワー室でございまして、ちょっと先ほどは申し上げなかったわけでございますけれども、シャワーにつきましては汗をかくとか汚れたとか、そういったときに使っていただくような形で、これも職員の方のご意見等を考慮しながらつけさせていただいたところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、4億5,800万円からこれだけ安く受注していただいたという理解でよろしいのでしょうか。そういう面では、我々支払う側として私も安く済んでいるというのは大変結構なことです、よかったですというふうに思います。

ただ、鉄鋼というのは今どうなっているのだからよく状況わからないのですが、今後もまだ下がる傾向というのはあるのでしょうか。そういう傾向の中で、12月議会では4億5,800万円かかるというふうに見ていたものがこれだけ安くなったのかなというふうに思うのですが、そうしますともう少したてばさらにまだ安くなるということが考えられるのかなと思うのですが、その辺はいかがなんでしょうか、伺いたいと思います。

それから、ちょっと1つ落としてしまったのは、入札てんまつ書の島村工業が地方自治法施行令 167 条の 10 第2項の規定により落札者としなないということであるわけですが、これはどういう理由で落札者としなないのか伺いたいと思います。

それと、トイレの3カ所の問題は、協議をしてふやしたのだと。そのいわゆるというか、それは協議をしたのでしようけれども、協議の中身を聞いているわけですから、こういう結果、1つふやすことにしたのですと、その説明が欲しいわけなのです。そういう説明ができるのでしようか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 安くなったかということでございまして、これは議員さんご質問のとおりでございます。

それから、鉄鋼の関係、さらに安くという、これについては私もわかりません。安くなるか高くなるかというのは今後の問題でございまして、それについてはそれを待っているというわけにもいきませんので、それは別として、今発注をさせていただいたというのが現状でございます。

それから、トイレの関係でございますけれども、こちらにつきましては調理員用ということで2カ所あるわけでございますけれども、1つにつきましては男子用と女子用ということでございまして、それと人数が 11 人という形で予定を現在はしておるところでございますけれども、そういった人数等の関係等々ありまして、そういった関係上から職員と先ほど協議をしたという話をしたわけでございますけれども、そういった関係等を踏まえて2カ所のトイレと、調理員用は原則として2カ所ということでございます。

それから、一番左側のほうのトイレについては、来客用、事務員用トイレということでございますので、あわせてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

てんまつ書については、総務課長のほうで。

○柳 勝次議長 次に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 入札てんまつ書の地方自治法施行令 167 条の 10 の関係でございますけれども、嵐山町ではさまざまな入札制度改革に取り組んでおりまして、最低制限価格制度も昨年の7月から施行を始めました。この最低制限価格制度と申しますのは、地方自治法施行令の 167 条の 10 にその明文の規定があるわけでございますけれども、一般競争入札において最低の価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合ということで規定をされておりまして、予定価格の以内で設定した最低制限価格以

上で札を入れた者のうちの最低の価格を入れた方と契約をするというふうなことになるわけでございます。ここでございます島村工業は、町が定めた最低制限価格を下回っておりまして、したがって落札者とはしないというのが、これが法律に基づく表記というふうなことになるわけでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 初めに、そうしますと島村工業が札を入れた金額というのは、もしお話しできるのであれば、伺いたいと思います。

それと、大変安く落札していただいたということで、業者側のもうけも薄いのかなというふうには考えるわけです。我々にとっては結構なことなのですが、そういうもうけが薄いとすると逆に心配するのが下請等を雇った場合、未払いとかというようなことがあってはいけませんので、その辺の監視、監督というのはきちんとできるのか、その点を伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 入札てんまつ書にございますように、一番下にあるわけでございますけれども、今回の最低制限価格は税抜きで2億8,361万4,000円でございます。島村工業が入れた札は、2億8,300万ジャストという金額でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 未払いかどうかという話でしょう。

○9番(川口浩史議員) そうです。

○柳 勝次議長 そういう可能性があるかどうかという。

川口議員、再度質問をまとめてください。

○9番(川口浩史議員) はい。安く受注してもらったのは結構なのですが、その分もうけも薄いのかなと思うのです、業者にすれば。ちょっと心配なのが下請を雇った場合、下請への未払いなどがあってはいけませんので、その辺の監視、監督というのができるのかどうか、その辺伺いたいと思いますが。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 これも、先ほど申し上げました町の入札制度改革、この中でいろいろこれまでも議会に出てまいりましたけれども、業者に対して課せられているいろんな法があるわけですが、最低賃金法ですとか、さまざまな法、その法にのっとってきちっと処理をなささいというふうなことを町の工事請負契約約款に入れるというふうなことで、今年の12月だったで

しょうか、そういうふうなご答弁を申し上げてあると思えますけれども、これが今度のこの契約には入ってくるというふうなことで、そういうご心配は要らないかなと、ないのではないかというふうに思っております。

○柳 勝次議長 ほかに。

第1番議員、畠山美幸議員。

○1番(畠山美幸議員) お伺いしたいのですけれども、一番最後のページの立面図を見ますと、北側立面図が2階建てのようになっていまして、メンテナンス用の階段がついているのですけれども、ここはコンテナなどを置いておくスペースになっているようなのですけれども、これは吹き抜けになっていて、あと何のメンテナンスをするようになっていのか教えていただきたいと思えます。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、立面図を見ていただきますと、今議員さんのほうからお話ありましたように北側のほうに階段がついております。この右上のほうに、東側の立面図を見ていただきますと、やはりその部分が若干高くなっております。これにつきましては、1枚戻っていただきまして、平面図を見ていただきますと、この平面図の右下、先ほど申し上げましたコンテナ消毒保管庫の上でございます。全体のスペースないものですから、この上にいわゆる空調機の設備をここへ入れていくということでございまして、階段につきましてはこの空調関係のメンテナンスのために必要な階段ということでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第7番、河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 1点質問させていただきたいのですけれども、各調理室初め幾つかのそれぞれ部屋で天井、それから壁、床等抗菌塗装がされるわけなのですけれども、この塗装剤は例えばホルマリン系や何かの薬剤が使用された塗料等になっているのでしょうか。その辺は、ホルマリン系は今禁止されていると思えますので、そういう抗菌材の関係ではどんなものが使用されるのか。単なる防菌、それから防虫だとかいろんな塗装によってはあるのだと思うのですけれども、そんな関係のことを聞いておきたいと思えます。

それから、塗装ですから、何年かに1回ずつは多分塗りかえがあるのだらうと思うのですけれども、例えば食材ににおいが移ってしまうということがないのかどうか。これは去年の夏だと思うのですけれども、ラーメンなんか

に塗料や何かのにおいが直接袋を通してまで入ってしまって、それで異臭に感じてちょっと問題になったような関係も出てくるのですけれども、そういう面では塗装剤は食材ににおいが移っていくような関係はないのかどうか、そのところを1点聞いておきたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 この床面等々の抗菌塗料、まずこれについてはホルマリン系ではないというふうに理解はしております。

それから、においです。今手元に若干の資料もあるのでありますが、においはほとんどないというふうに書いてございまして、そういった意味では今お尋ねの食材に移ってとかというお話もあったわけですが、そういった心配は要らないのかなというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第13番議員、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) すみません。何点か質疑させていただくのですが、まず最初に1月9日から質疑応答書というものが出されているのですが、これのような質疑が出てきたのか。というのは、これは落札率でいきますと73%ぐらいなので、非常に低額になっています。ここでまず聞きたいのですが、下請業者というのは大体何社ぐらいというものが出ているのか、もうあらかじめ下請業者も含めてある程度のものが出てくるのかなと思うのです。かなりの多くの業者が入っていると思うのですが、その点についてまず伺いたいと思います。

それと、8月5日までにこれが全部でき上がるわけですが、どうも見ていますと給食の調理器具はその後入れるという形になってきますよね。それで、その部分では今まである学校給食共同調理場の中のほかに新たに購入するものというものがかなり出て、コンテナなどは金額に入っていないと思いますので、新たな購入金額になると思うのですが、それについてはまだ検討していないということなのかどうか伺いたいと思います。

それから、嵐山町では地球温暖化対策の庁内のプロジェクトチームをつくっていたはずだと思うのですが、この学校給食共同調理場についてはそれも加えて考えられたものなのかどうか伺いたいと思います。これは、オール電化ですから、CO₂の削減という意味では、全然この仕様ではできていないですね。CO₂の削減というのでは、電力はガス使用の5倍CO₂が排出されているといわれています。ですから、少なくとも公共施設の場合は、私はこうい

うふうな場合はオール電化にすべきではなく、ガスにするべきであるというふうに考えていたのです。とりあえず電磁調理器は使わないという形になって、申しわけなかったなと思っているのですけれども、全員協議会での説明の中でそういったことをしっかり質疑していかなかった私の議員としての不備もあると思うのですが、その点についての考え方がなかったのかということです。

それから、屋根については非常に軽いものであるということでした。将来的にすべてオール電化である以上は太陽光発電のパネルが設置できるぐらいの重量に耐えるような屋根であるのかどうか、この点について伺いたいと思います。

それと、先ほども川口議員の質疑の中であつたわけですが、下請との関係なのですけれども、入札の関係では具体的にはどのような項目が必要事項として加えられたのか。これは指名ではないですよ。それで、この8社がとりあえずなつたと思うのですけれども、指名になるのかな。私は指名ではないなと思っていたのですが、入札参加ですから。あと、やはり73%というのがとても気がかりなのです。その気がかりな部分というのは、下請業者への対応はこの伊田テクノスがどのように行っていくかという下請業者との契約内容についてはしっかり把握されているのかどうか、今後のことになっていくのか、それともあらかじめ入札の段階で嵐山町はそのところを把握できているのかどうかというのはとても重要だと思うのです。

あと、もう一つ、これは直接的に関係はないのかなと思うのですけれども、この役場庁舎の隣の駐車場に学校給食共同調理場ができるわけで、この駐車場の自動車というのはどこに動いていくのか。この面積を確保するために具体的にはどのような造成をしないといけないのか。車に関しての動かし方の手順、それについて伺いたいと思います。

8月5日までですから、これは議決が終わった後すぐに工事にかかって、ほぼ半年でいくわけですが、その手順等についてはどのように行われていくのか伺いたいと思います。

それと、もう一つ、出たり入ったりしますけれども、大体このオール電化の仕様で光熱費は年間どのくらいになると考えられているのか伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時59分

○柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの渋谷議員の質問に対して答弁を求めます。

答弁の前に、先ほどの川口議員の質問に対し答弁に訂正がありますので、これを許可します。

それでは、答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 すみません。先ほどの川口議員さんのご質問の中で、この金額で全部できるかというふうなご質問がありまして、できるというふうにお答えさせていただいたわけなのですが、ちょっと誤解があるといけませんので、ただ若干の細かい変更部分というのは出てくるかというふうに思っておりますので、その点につきましてはお含みおきいただければというふうに思っております。そういった意味では、特に大きなものはないというふうに理解しているのですが、細かい部分等で変更が出てくるだろうということで、その辺について答弁のほうご訂正をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○柳 勝次議長 それでは、渋谷議員の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、下請業者の関係からご答弁申し上げます。

先ほど新しい契約約款を定めて、その約款をこの契約に添付をするというふうなことでご答弁申し上げましたけれども、その中に一括委任または一括下請の禁止という条項と下請を委任の通知というふうな条項が含まれております。それは、1つは建設業法に基づきまして一括下請は禁止だと。それと、下請人を使った場合、その場合には町の求めに応じてその下請人の称号、名称その他必要な事項を町に通知をするというふうな定めがございます。これは、この契約締結後の手続になってくるわけでございます。

それと、もう一点でございますけれども、ご心配いただいておりますこの工事に働かれる方のさまざまな賃金等にかかわる問題でございますけれども、先ほど川口議員さんのご質問に答弁申し上げたのですが、法令遵守ということでさまざまな法に規定されている事項を請負人として守りなさいという条項をやはり約款の中に入れておりまして、それは労働基準法、職業安定法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法、そのほか労務に関する一切の責任を負わなければなりませんというふうな条項をこの契約から約款の中に入れるというふうなことになっております。

それと、もう一点は、建設現場となります現在の役場庁舎の西側の駐車場の関係でございますけれども、現在 92 台公用車と職員のと合わせてこちらに駐車してございます。これにつきましては、まず1つ、健康増進センター東側の舗装になっている駐車場、その約3分の1部分、北側の部分、そ

ここに30台、残りの部分につきましては庁舎南側の特に山すそにございますのりの下の部分、ここのところとその周辺というふうなことをあわせて残りの台数をそこに配置をするというふうなことでございます。ただ、すべて西側の駐車場が廃止になるわけではございませんで、特に公用車を32台ご置きますけれども、そのうちの21台は工事現場に影響を受けない西側のスペースに駐車をする、こういうふうな計画になっております。

なお、この給食調理場が完成した後は、またこの周辺も含めて駐車場の配置についてはもう一度考え直すというふうな計画になっております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、何点かにわたりましてお答えをさせていただきます。

まず、1点目が調理場建設工事に伴う質疑、この内容でございます。主に設計図書等に関する質問ということでございますけれども、何点か申し上げてみたいと思います。まず、各種加入金、負担金、こういったものは別途工事としていいのかとか、そういうようなことをご指示くださいと、例えば給水加入金、あるいは下水道の負担金、こういったものはどうなのかと、こういうふうなご質問、それから足場工事、これに関するご質問、それからさらに建設予定地の西側に計画道路があるわけですが、こういったものがいわゆる搬入路というのでしょうか、使えるかどうかとか、それから安全誘導員、これを積算の中に入れておるわけなのですか、こういった安全誘導員が常駐と考えるのか、それとも必要に応じて配置するのか、例えばコンクリートを打つときだとか、そういったときに配置していくのか、そういうのをご指示いただきたいとか、それから当然土工事でいわゆる土等が発生するわけではございますけれども、こういったものについて自由処分でもいいとか、それからあと床等の塗剤剤というのでしょうか、その厚さはどうかとか、そういったご質問が主なものということでございます。

それから続きまして、厨房機器の関係でございます。議員さんご存じのように、この工事費用の中には厨房機器については入っておりません。これについては、当初予算でお願いするもの、またリース等も考えておりますので、そういった方向で入れていくということでございます。

それから、屋根について、いわゆるオール電化ということでCO2の問題というお尋ねがあったわけではございます。この点につきましては、前からご答弁等もさせていただいておるわけではございますけれども、費用対効果、その辺を大きな柱としてオール電化ということでお願いしたいということできたということでございます。

それから、屋根は太陽光パネルに耐えられるものかどうかというふうなことでございますけれども、パネルは構造上そういったものは考慮していないというふうなことでございます。

それから、オール電化のランニングコストの関係でございます。技術提案をいただいたときのもので申し上げますと、比較ということでランニングコストの関係ですけれども、ガス併用したときは約1,000万程度かかるであろうと。それがオール電化になりますと700万程度ということでございますので、約300万程度の削減につながるかというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 答弁漏れですか。

再度質問してください、答弁漏れについて。

○13番(渋谷登美子議員) すみません。契約期間内に、8月5日ということなのですけれども、8月5日までの期間内の具体的な手順というのはどういうふうな形で行われるのかというのを伺ったような気がするのですが。これが終わった後に調理器具などの搬入が入るということですよ、厨房器具ですか。そういう形で伺ったと思うのです。

あと、もう一つは、これはこういう形ではもしかして話していないのかもしれないのですけれども、今まである学校給食共同調理場の器具も使われるわけですよ、当然。契約とは直接関係ないのだけれども。その搬入もあわせて8月5日内にできるのはどの程度のこと……これは再質問でします。

○柳 勝次議長 工程表という感じですかね。まだできていないのですか。わかります。一応答弁してください。

答弁を求めます。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、2点についてお答えをさせていただきます。

8月5日が施行期限ということでございますけれども、この手順ということでございますけれども、業者決まりまして、現在準備工に取りかかっているというか、これが議決なればこれからそういうふうな準備工のほうへ取りかかっていくわけでございますけれども、そういった意味ではまだ具体的にその工程表等もこちらに上がってきておりませんので、またそういったものが上がってきた段階で何らかの形でお知らせができればいいかなというふうには思っているわけでございますけれども、現在のところはそういった形で上がってきていないということでございます。

それから、既存の調理場の関係です。基本的には、大きな器具等につき

ましては新しい調理場のほうへ持ってくるものというのは現在のところはありません。ただ、細かいものというのでしょうか、使えるものについては使っていきたいというふうには考えております。現在の考え方としては、やはりある程度の長い休みというのでしょうか、1日とか土日とかでできるというふうにはちょっと考えられない部分もありますので、運ぶ、そしてまた練習というのでしょうか、そういったもの等も必要なこともありますので、そういったことを視野に入れながら、今後さらに煮詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) まず、下請業者との関係なのですけれども、それは入札項目の中で法令遵守の1項目があって、それを契約の内容に入れていくという形ですけれども、では下請業者との関係で値切りというのですか、具体的に値下げとか値切りというのがあると思うのです、払ってもらえないというよりも。そういうふうな形で多分やってくるのだらうなと思うのです。それに関してのあらかじめの契約条項の監督というのかな、今後のことでもありますから、これしっかりしておきたいと思うのですけれども、嵐山町で元請が安くとったとして、下請業者は何社あるのかわからないのですけれども、すごい量の下請業者が入ってくると思うのです、恐らく。下水から何からすごいですよね。給水設備、給湯設備、消火設備、自動制御、換気設備、電気、空調、それからタイル、ほとんどこれはかなりの業者が入ってきてやっていくのだと思うのですけれども、それに対して一つ一つのことに関してあらかじめ積算をして金額を出してきているわけですよね、伊田テクノスのほうとしては。その部分で、値切りをしないである程度のをしっかり下請業者に負担させることなく契約を行うというのをどのような監督していくのか、このところは私はとても大切なことだと思うのです。建設業に関しては、恐らく下請、下請、下請という形で何層にもなっているわけで、そのそれぞれの部分というのをしっかり、少なくとも金額的な部分での負担を下請業者に出させないような契約の方法というのは、また監督ですか、その部分が監視できるような状況というのをとれるのかどうか伺いたいと思います。

それから、具体的な造成地のことなのですが、造成地に関していいますと、とりあえずは今の学校給食共同調理場はできるとして、まだ通路がないから、搬入路はそこのぐるっと回る、いわゆる駐車場の中を歩いていくという形で、新たな通路というのはその後にはできるわけです。その部分での車の台数、また動かしていくわけですよね。通路をつくらないで学校給食共同調理場をつくっておいて、そして給食の実際に事業を始めたときにその通路を

つくっていきながら車の搬入があるという形になると、非常に煩雑であり危険であると思うのですが、その点についての具体的な考え方というのはあるのでしょうか。学校給食の調理の素材を持ってきますよね。素材を持ってくるものと、また学校給食ができたものを何台の車が学校に配食していくのかわからないのですけれども、そして配食した車がまた今度戻ってくるわけですよ。給食の終わったものを持ってかえってくる、そういった事業がありながらも、なおかつ計画道路というのが最終段階になってくるわけで、北部まちづくり交付金で学校給食共同調理場も行うものですから、具体的な予算どり等もわからないので、可能性としてというか、一つの北部のまちづくり交付金事業の中で防災倉庫をつくるのと、それから計画道路も行われるわけで、学校給食センターができ上がった後にこのような計画道路をつくっていくことでの支障というのは私はかなり出てくるのではないかと思うのですけれども、その点についての考え方はあるのかどうか伺いたいと思います。

もう一つなのですけれども、これは今後とも地球温暖化対策の嵐山町の庁内プロジェクトがはっきりできたとしても、学校給食共同調理場についてはもうすべてオール電化であって、そしてガスも使わないし、それから国がこれから太陽光発電の補助金等をつけるという形になってきたとしても、これについては行う下地がないというか、その考え方は全く持っていなかったというふうに考えていいということなのか伺いたいと思います。

もう一つなのですけれども、以前学校給食共同調理場の菅谷のほうでしたか、かまを買いかえるに当たっては、その買いかえるかまは新給食センターにおいても使えるものにするというふうなことでした。でも、これはガスがまだから、オール電化であるから使えないということなのですよ。そのところをはっきりさせていただきたいと思うのです。私は、そのようなつもりで買いかえていたのだなというふうに考えていたのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず最初に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 下請業者と元請業者との関係でございますけれども、これについては先ほど申し上げましたように今後のことになるわけでございますけれども、当然約款にのっとってさまざまな法令を遵守していただいて、そして下請人の方と適切な関係を保っていただくと。約款の中に、もう一つ大事な条項がございます、ちょっと読んでみますけれども、町の監督員は専門の設計業者に委託をされるというふうなことでございますけれども、請負業者も専任の技術者、専門の技術者あるいは監理技術者、これを配置するというふうなことが要件になっておりまして、そのような方が配置をされ

るわけでございます。そこで、甲または監督員は主任技術者もしくは監理技術者または専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工また監理につき著しく不相当と見られるものがあるときは、乙に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる、そういうふうな条文もあるわけございまして、使われている方が適切な関係を保ちながら、契約にうたわれている工事が適切に実施ができるように制度的には考えられているというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 地球温暖化ということで、その地球温暖化の防止というか、そういった観点につきましては重要なことだというふうに私どもとしても承知はしております。ただ、先ほどもちょっと申し上げたわけでございますけれども、この調理場の関係につきましてはいわゆる費用対効果というのでしょうか、そういった観点等の中から現在のところは太陽光とか、そういったものについては考えていないということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、かまにつきましては、数年前ガスでやっているわけでございますけれども、新しいところができるときには使えるという形で導入してきたのは事実でございます。ただ、今回のこの新しい調理場の建設に向けて、プロポーザルで設計業者等々の提案をいただいた中で、やはりランニングコスト等を考えたときにオール電化がいいのではないかと、そういった観点の中で回転がまにつきましても買いかえをしていきたいということで進めてきたということでございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 計画道路等について私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

先ほど平面図でちょっとご説明がありましたけれども、西側のほうに計画道路ができるという点については、先ほど渋谷議員お尋ねのように北部のまちづくり交付金事業の平成21年度の事業の中で実施をしていくということで、また新年度予算でお願いをするというふうになっております。当面工事については今役場庁舎の北側と申しますか、そちらに進入路でございますので、そちらを主に使っていただいて、建物の工事等に入っていくというふうなことでございます。完成した後については、当然計画道路が現実的に21年度の事業ですから、いつごろ完成するのかというのがまだ今はっきりしてお

りません。したがって、オープンをして野菜の搬入だとかというものについては、現況の中でどうしたら支障がないかというのを今後十分検討しながら、支障のないような形にしていきたいというふうに考えております。基本的には、できるだけ早い進入路、計画道路を完成させるのが一番いいのかなというふうに思っております、新しい年度で予算をいただいたら、その辺については十二分に考慮しながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 元請業者と下請業者との関係なのですが、いろいろあるということですが、それぞれの監督官、管理官という形が出てくるということですが、これは多分8月5日以降に嵐山町から業者に最終的な契約金額が支払われるわけですね。恐らく下請業者というのは、その何カ月か後にお金が入ってくる形になってくると思うのです。そうしますと、その場合、既に嵐山町では嵐山町の契約事項から離れた段階で下請業者へのお金が入っていくという形になっていくので、その部分での値下げというのですか、値切りというのですか、それから倒産等があった場合には、下請業者にとってはこれは全くお金が入ってこないという事態に入ってくるのですよね。その部分の保障なのですが、嵐山町はとりあえず伊田テクノスにこれだけの金額を支払うことは確かです、税金なので。ですが、伊田テクノスはそれぞれ使った業者に対して元請と下請がしっかり契約した金額を本当に払うかどうかというのをどこで監督するかということを知りたいのですけれども。そのところまで見ていかなければ、今は下請業者を守るというのが非常に難しいわけですので、建設会社もかなり多く倒産していますよね。あれと思うような業者も倒産しているのが事実なので、嵐山町がそのところまで見る必要はないといいながらも、実は仕事をするのは元請ではなくて下請の人が多と思うのです。その部分をどのように見ていくか伺いたいと思います。

それと、もう一つ、オール電化のことですが、これはもう嵐山町では一遍このような建物をつくってしまうとガスを配置するという事は難しいのですか。これは、一応私は北部まちづくり交付金事業で学校給食センターをここに持ってきたのは、防災の拠点を役場庁舎につくるという形で持ってきたと思うのです。でも、太陽光パネルもなくて、そして嵐山町の場合はプロパンですから、ガスが入っていないということは災害には対応できない学校給食センターをつくってしまったという形になってくるのですが、その点についての考え方を伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

まず最初に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 下請業者と元請業者の関係について、どこまで町が関与できるかということは、これはあくまでも契約約款あるいは法に基づいた中での関与というふうなことになるわけでございます。契約をした工事が契約の内容に適合した履行が確保されるのかというところがまずは発注者としては一番大切な部分でございます。その部分について下請業者がどうかかわり方をしているのか、それは先ほど申し上げたきちとした調査をして書類を出させると。それから、それでは下請業者がそこで働く方々にどのような賃金を払い、どのような待遇をするのかというのは、先ほど申し上げましたさまざまな法の範囲で、その中できちとやりなさいよというふうなことを約款の中にうたったわけございまして、あとは約款にのっとりきちと請負業者が履行していただくというふうなことが大事になってくるというふうに思っております。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 オール電化でガスは入っていないということで、これは防災拠点の一つになっているわけでございます。いろいろな前例というのでしょうか、地震の起きたところの状況等テレビ等でも見せていただいている中で、電気等についてはかなり早く復旧をしていると。そういうものに期待をするというのが一つであります。それから、もう一つは、今後の検討課題にもなろうかなというふうには思うのですけれども、自家発電等も取り入れられればそういった対応もできていかなというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

賛成、反対どちらですか。

〔「2人とも反対なんですけれども」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 それでは最初に、川口議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。オール電化の問題がありましたので、どうしようかなというふうに思っていた中で、賛成でもいいかなというふうには考えていました。ところが、ただいまの質疑の中で太陽

光発電が設置できないと、そういう屋根の構造であるということを知りまして、大変驚きました。地球温暖化というのがこれからの日本というか、地球上の一番の課題になってくる中で、環境を考えないような建物を建ててしまうということに対しては、認めることができません。太陽光発電の設置につきましては、私も一般質問でしているわけですので、せめて今後の設置ができるような状況だけはつくっていくべきだというふうに思っております。せっかくなつく建物ですから、今後そういう建物にしていただきたいということの要望も含め、現状では認められないということを申し上げたいと思います。

○柳 勝次議長 続いて、第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番(渋谷登美子議員) 学校給食センターの工事請負契約について反対いたします。

まず、私はこの事業を北部地区まちづくり交付金事業で行うということに対しての非常に大きな問題を感じております。たまたま国の補助率が一番よいという形でこの北部地区まちづくり交付金事業で学校給食センターをつくるという形になりました。でも、どうも考えていきますと、学校給食センターをつくるために北部地区まちづくり交付金事業というものを設定したというか、プランニングしたのではないかというふうに考えられます。

まず問題となるのは、一番最初に私が挙げたいのは、このような地球温暖化対策推進をしないといけない中で、費用対効果でガスを使うと1,000万円、オール電化であると700万円という形の光熱費ですけれども、今の電力の状況を見ますと、今は火力発電が70%ですか、しかもこれは石炭を使う火力です。石油がやがてなくなってオイルピークになってきますと、火力がますます石炭を使うようになり、そして原子力発電というのは非常に危険なものだというふうに考えています。その中で、オール電化で行うのであるならば、太陽光発電を使ってオール電化にするというのが基本だと思います。それが無いのですから、費用対効果だけで学校給食センターをつくることの問題というのは非常に大きいと考えます。

また、防災の拠点としてこれをつくるのであるならば、電気が来るまでに少なくとも1週間から2週間はかかるわけです。1週間から2週間学校給食センターが防災施設になるというふうに考えていくと、その間嵐山町では災害のための食事をつくるということが不可能になってきます。そして、私は現在の学校給食共同調理場にあるなべ等を使ってつくるものだと思っていましたので、その部分も全く不用なものになって、学校給食センターがあっても学校給食共同調理場がなくなるわけですから、嵐山町では防災施設として実際にこの役場庁舎に学校給食センターを持ってくる意味がなくなるとさえ

考えることができます。その点について非常に大きな問題を感じています。

先ほども言いましたけれども、地球温暖化対策として、CO2の排出ですけれども、ガスに対して電気は電気をつくる段階で5倍のCO2を排出します。今嵐山町で地球温暖化対策のプロジェクトチームをつくったとはいえその部分が全く生かされていない、これは民間の事業者よりも公共事業者が最も関心を持ってこのことに対応しないといけないのに、嵐山町はこれが行われていかない、これが一番大きな問題だと思います。

次に、学校給食センターの周りなのですけれども、計画道路が後ということで、とりあえずは学校給食センターをつくる段階においては嵐山町の山をこれ以上崩すということはないかもしれませんが、計画道路をつくる段階で山を崩すということは非常に大きくなってきます。この山を崩した土をどこに持っていか、そういったこともない段階で、ただ単純に学校給食センターの工事の契約という形で今できてきますが、全体的な問題を考えていきますと、非常に環境を損ねる学校給食センターを嵐山町は計画してしまったと言わざるを得ず、これは反対いたします。

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第1号議案 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第4、第2号議案 嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第2号は、嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件でございます。子育て支援に関する事務の一元化を図り町民の利便性を高めるとともに、積極的に企業誘致に取り組む体制を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

現在の町の機構でございますけれども、町長部局が9課、教育委員会事務局が2課、会計管理者の補助組織として1課、議会事務局1局と、計13課局、平成18年の4月に機構改革で編成したものでございます。今回の機構改革につきましては、この間の環境変化、そして当面する諸課題に積極的に対応しようとするものでございます。

それでは、裏面の課の設置条例の一部改正条例をごらんいただきたいと思います。大きく2点でございます。第1条、企業支援課を新設するものでございます。なお、この課の分掌事務につきましては、第9条に規定がございます。1つといたしまして、団塊の世代の大量退職に伴いまして見込まれる税収減等に対応するために、積極的な企業誘致に取り組んでいくと。もう一つは、町内工業の振興、特に現下の不況対策にも取り組もうというものでございます。

2点目が健康福祉課にかかわるものでございまして、第6条、児童福祉に関すること、これまで子育てに関する事務につきましては福祉部門と教育部門にまたがっておりました。この垣根を取り払いまして、子育て支援の窓口を一本化するということでございまして、教育委員会へ児童福祉に関することが移管をされるというふうなことでございます。

このつづりの一番最後のページをごらんになっていただきたいと思います。教育委員会の組織規則の一部改正でございますけれども、事務局にこれまで学務課とあったわけでございますけれども、こども課に名称変更いたしまして、先ほど申し上げました健康福祉課の児童福祉に関する事務、ここでございます29号から36号まで、今まで健康福祉課で行っていた事務をこども課の事務分掌へ追加をするというものでございます。

それでは、先ほどのページにお戻りをいただきまして、この課の設置条例の一部改正条例の施行日でございますけれども、21年の4月1日から施行するというものでございます。

なお、この附則で関係する条例の改正を行っております。ご説明申し上げますと、第2項で嵐山町議会委員会条例の一部改正、ここにつきましては新旧対照表にございますように企業支援課を総務経済常任委員会の所管に追加をするものでございます。

附則の第3項、嵐山町児童福祉審議会条例の一部改正でございまして、この審議会の事務局、庶務を健康福祉課から教育委員会こども課に改めるものでございます。

附則の第4項、これは奨学資金の基金条例の一部改正でございます。これにつきましても教育委員会学務課から教育委員会こども課に名称を改めるものでございます。なお、これに伴いまして教育委員会の事務室を3階から1階に移転する計画でございます。そして、上下水道課のスペースに入るわけでございますけれども、上下水道課を3階へ移転をする考えであります。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) まず、課の設置のことで、企業支援課なのですからけれども、企業支援課について、具体的にはどのような形で業務を行っているのか伺いたいと思うのです。

私は、今の時期に企業支援課というのはなかなかおもしろいなと思いついて、嵐山町では解雇された人とか、そういった方あるいは就職がしにくい方というのはどの程度いらっしゃるのか把握されているのかどうか伺いたいと思います。

企業支援課というよりは、むしろこれからの時代ですと農業とか、そういった第1次産業に入っていくということを支援していく、あるいは私は農業関係の会社でも誘致していく、そういうふうな形のほうがまだこれからの全体といたしますか、地球環境あるいは嵐山町の将来、日本の将来ということを考えますと発展的であるかなというふうに考えているのですが、企業支援課で企業誘致とか、そういったものについては具体的なイメージがあつてなさると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

それから、教育委員会のことですからけれども、上下水道課が上に行つて教育委員会が下というのはかなり厳しいのかなというふうに思うのですが、教育委員会自体を下フロアに持ってきて、いろいろな配置的な部分もあるかと思うのですけれども、相談室等があつたりするわけですよね。そういったものはどこに持っていくのか。やっぱり相談室は3階にあるのでしょうか。相談室というのは別に移さなくてもよいとか、そういうふうな形なのでしょうか。

今の児童福祉に関する職員人数が2人か3人なのですが、それがそのまま教育委員会のこども課のほうに行くということになるのでしょうか。私は、この課の設置というのは多分学校の空き教室等がとても使いやすくなるだろうし、いろいろ子供とか、さまざまな意味で融通がきくのかなというふうに考えて、この案はとてもいい案ではないかというふうに思っているのですが、具体的な業務としてはどのような形で進んでいくのか、イメージなさつてこのような形があると思うので、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

企業支援課、どんな事務を行うのかということでございますけれども、先ほど細部説明で申し上げましたように、今後将来を見ていったときに自立ができる嵐山町をどうつくっていくか、先に見えているのは団塊の世代が大量に退職をし、税収減が予測がされると、そういったことがあるわけございまして、その中でいろんな福祉の施策、教育施策等を充実をしていくには、やはり原資となる財政基盤を強化しなければならないというふうなことがございまして、嵐山町が自立ができる体制を努力をして整備をしていくのだという、そういった先頭に立って進める課をここでつくっていくというふうな考え方でございます。

なお、農業のお話も出ましたけれども、農業に力をいれていただくためにも、今産業振興課の分野のこの部分が若干仕事が少なくなることによって農業の振興、発展にもさらに力が加えられるのではないかとというふうにも考えております。

それから、課の配置でございますけれども、渋谷議員さん教育委員会とのかかわることについては大変いい案ではないかということで評価をいただいたわけでございますけれども、町民の方が嵐山町の組織をどう見ているか、嵐山町の組織をいかに使いやすいものにするか、そういう視点で我々は考えるべきだろうというふうな発想の転換がございまして。その中で、町民の方が例えば転入転出で子供さんのかかわりで小学校に入るとか入らないとか、そういうふうなことがあったときに、3階へ行ってくださいということではなくて、やはり1階に配置をされた課の中ですべてサービスが終結をするというふうなことを理想として考えておりまして、そういったことも考えますと、なかなか大変なことでございますけれども、教育委員会にご理解をいただいて、1階に事務室の配置がえをさせていただくというふうなことが町民にとりまして一番いいのではないかとというふうな考え方でございます。

なお、相談室のお話が出ましたけれども、教育委員会では大変重要な会議ですとか相談もございまして、現在教育長さんの執務室、ここをそういった相談室のほうに活用できればなおいいなというふうなことでも考えております。

以上です。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 企業支援課ですが、オバマは環境政策等に非常に重点を置いていくという形で、環境関連の事業を起こしていくという具体

的な政策を発表したと思うのですけれども、嵐山町はそういった部分での企業支援課なのか。私は、バイオマス事業などを新たに誘致していくとか、そういうふうな形の企業支援課という形で来るのならば、これはとても有意義であるというふうに考えているのですが、逆にただ単純に新しい工場ですか、花見台工業団地に誘致するとか、そういった形だとこれはますますしりすぼみになってくるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういった新しい分野、環境関係の事業を行っていく、そういった視点を持って行っていくのであるならば有意義であるというふうに考えていますし、何で農業支援課ではなくて企業支援課なのだろうねというふうに思ったのですけれども、わざわざ企業支援課をつくったわけですから、その点についての考え方を伺いたいと思います。

企業支援課というのは、新たな企業の、個人ではないというのですか、起業についてもしっかり支援ができるような形を持っていくのかどうか伺いたいと思います。

これによって産業振興課は少し仕事が少なくなるので、農業部門に対して充実させることができるというふうな形でしたけれども、私はこういうふうな形にする以上は具体的にイメージとしてこういった形のものをしていきたいというものがあると考えているのですけれども、その点について町長に伺います。

それから、こども課のほうの関係なのですけれども、何か窓口だけという形のお話ですよ、今の話だと。窓口だけでこども課なのですか。そうではなくて、具体的に子供の事業は教育委員会で行うということは、私自身はこれを見て、厚労省の一部と文科省がくつつくようなすごい改革ではないかというふうな形で期待を持ったのですけれども、佐賀市とか東松山市がやっているという形ですけれども、佐賀市がやったことを嵐山町もやるということはすごく先進的なことを行うというふうな形で考えていたのですけれども、幼保一元化等もそれに当たるわけなのですから、そういった具体的なことではなくて、ただ単純に窓口だけのことなのか、それについてももっと大きなイメージで考えられるのではないのですか。嵐山町では、虐待問題のプロジェクトチームもあると思いますが、話を聞いておりますとプロジェクトチームが集まっても何も問題は提起されないというふうに聞いております。そういった形ではなくて、もっと活発な活動が行えるようなこども課になるというふうにイメージするのですけれども、そのところの具体的な事業というのはこども課になってただ単純に窓口だけが下に来て、町民の方がわざわざ3階に行かなくても下のこども課で用事が足せるようにするというだけの改革なのかどうか、そのところを伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

最初に、企業支援課のほうなのですけれども、いろいろ渋谷議員さんの持論といいますか、お考えがあるわけですが、それは前々からお聞きをしていて、そのとおりだと思うのです。そして、外国でも世界をリードしていたアメリカで新しい大統領が出て、それでこういう時代に対応する中で新しい方向をとっていかうということで、今おっしゃるように特に環境についての産業を興していこうというようなことが毎日報じられております。外国からもそういう話があるわけですが、その前に日本の中でも既に今の雇用状況の中で雇用を新しく創造していけるのは介護であろうとか福祉の関係であろうとか、あるいは農業の関係であろうとか、それも含めた環境の問題であろうとかいうようなことが言われています。それで、環境の中でも今熱というお話がありましたけれども、それも地熱であるとか風力であるとか太陽光であるとかもいろいろ言われているわけです。それで、今やられている熱源の中でも、今では太陽光だとか風力だとかいうことでありますけれども、地熱、これを使った中で日本でもかなり先行的にやっている部分もあるし、これも割合は本当に少ないのだけれども、日本の中では有望だというふうに言われている部分があるわけです。ですから、そういった新しい産業をつくっていく、これからそういうものというのがどんどん起きてくるのだと思うのです。こういう時代ですから、今あるものに頼ってはいかぬのだということにははっきりしているわけですから、何かをつくっていくかなければいけないということでございます。それらにどう対応していくかということなのです。それで、この嵐山町の中でそういうものにどう対応していくか。その前に、嵐山町が自分の足で立っていかなければいけない、それには現状を今のままでいいのか、あるいはどうにかできないのか、もっとやるにはどうなのだという事の中で、企業支援課というものをつくって、それで渋谷さんがおっしゃるような状況にすぐすぐできるかどうかはわかりませんが、今の体制より一歩も二歩も進めていきたいというふうに考えているわけです。それで、その中で余力ができたところにおいては自然環境、農業というものにもしっかりと目を向けていかなければいけないというふうに考えています。雇用を創設をしていくのには、それだけでなく、やはりいろんな今言ったような福祉関連も足りない部分があるわけですから、そういうものもしっかりふやしていかなければいけないし、高齢化、そして人口減、今までにない社会に対応していくのには、今までの発想を大きく変えなければいけないということは意識していますので、そういうものを踏まえて対応していければというふうにして

います。

それと、こども課ですけれども、今言った中で今までやっているのとどこ変わるのだということで、事業がどういうものふえるのだということでございますけれども、今窓口というもので町民の皆様が役場に来ていただいて、本当に役場は変わったねというお褒めの言葉もたくさんいただいています。それで、今は町民課があり、健康福祉課があり、税務課があり、そして反対側に環境課もあるわけです。上下水道もあり、都市整備もあり、1階はそういうような体制ですけれども、今ある中で、例えば町民課へ来た町民の方が高齢者福祉の関係あるいは税務の関係ということであると、そのところで町民の人にお座りいただいて、中でどんどん、どんどん動けるものは動いて、それで総合窓口のような形の対応を今やってくれているのです、職員の皆さん。そういうようなものが3階にあった場合には、教育委員会関連のものができづらいというか、できないわけでありまして、それが当面1階に来ていただければ、教育委員会も含めた感じで子供関係については今のような対応がとれていくのではないかと。そして、やる人たちが子供について同じような見方をする中で事務事業が進めていければ、いろんな広い感じで子供のことが頭の中に入ってくる、それがひいてはほかの事業にもいい影響が出てくるのではないだろうか、それが渋谷さんのおっしゃるようなところまで進んでいって、新しい事業はこういうふうにやったら、こういうものはもっとこうしたらいいのではないかとというのが出てくればなおありがたいし、そういうことももちろん将来的ににらんで一歩でも二歩でも今言ったようにこちらを進んでいければ、町民の皆様のサービスにこたえていけるのではないかとということで、今度の機構改革を考えた次第でございます。ぜひいろんなところで今までと違うではないか、前のほうがいいではないかということが出てくるかもしれないけれども、そういうものが少しでも出ないように、より違った形が出るような対応を一生懸命やっていきたいと思っておりますので、ご支援、ご指導をさらにお願いをしたいと思います。

○柳 勝次議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 企業支援課なのですが、今までも企業誘致の関係では商工業担当でやっていたと思うのですけれども、具体的にどんな活動、仕事ですか、していくようになるのか。何かイメージとかお考えがあるのでしたら、それを伺いたいと思います。

それから、こども課の関係なのですが、今のお話ですと町民課に用事があり、健康福祉課に用事があり、こども課にも用事があったといった場合は、どこか1カ所に座って、これとこれとこの課に用事があるのだということで、

来ていただいた人は座りっ放しでそれぞれの担当の人が対応するという、こういうふうな形になるのでしょうか。何か間違っていれば、どんなイメージを持っているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 私のほうから窓口サービスのイメージについてお答えをさせていただきます。

現在でも例えば転入をなさった方が町民課だけではなくて、福祉課にかかわること、あるいは環境課にかかわること、そういったことがあった場合、そこで次は福祉課に行ってください、環境課に行ってくださいというふうなことではなくて、町の職員が動いてその方のところに来て、その人の必要としているサービスをそこで行うというふうなこともやっていますというふうなことで先ほど町長のほうからお話があったと思うのですけれども、いい点と悪い点がございまして、その方に時間がかかるものですから、その後ろに何人も待つお客さんもデメリットとして出てくる可能性もあるのです。ですから、いっぱい入んでいるときはそのところから福祉課のほうへ移動していただいて、またそこで福祉課の関連のサービスを受けていただくということもあるようですけれども、いずれにしてもお客さんの状況ですとかその方が何を求めて役場に来ているのか、お客さん本位に考えて町の職員は対応しているというふうなことでございまして、今後もその考え方には変わりはありません。

以上です。

○柳 勝次議長 続いて、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 企業支援課のイメージ等について私のほうからお答え申し上げたいと思います。

将来的には今町長のほうから答えがあったとおりでございまして、力がついてくればいろんな展開というのでもできてくるのかなというふうには考えております。ただ、当面町にとって今何が課題かという、皆さん方からもご質問が以前あったと思うのですけれども、具体的ないわゆる工場誘致の場所、例えばインターのランプ内の土地、これをもうそろそろ町が本腰を入れて取り組むべきではないかというふうなお話もございました。そしてまた、今花見台の工業団地の中も企業進出の予定は決まっておるのだけれども、現実的になかなかスタートしないというふうなこともございます。したがって、当面ではそういう具体的な場所、幾つか今総合振興計画の中で工場誘致等考えられる場所というのが示されておりまして、それをより早く具現化を図っていくというのでは、今の体制ではなかなか難しいと。いわゆる片手間ではなかなかできないのではないかというふうなこともございまして、新しい課を

立ち上げて県の企業誘致推進室等との情報交換を行いながら、できるだけ早く優秀な企業に町に来ていただくのがいろんな意味からいって一つの大きな課題ではないかというふうに考えておるわけでございます。したがって、新しい課をつかって本腰でそれに取り組んでいくというのが町にとって一つの大きな課題を解決していく一つの手段かなというふうに思っております。将来的には当然いろんなことも考えているわけでございますけれども、当面は総合振興計画で決められている工場誘致の場所にできるだけ早く優秀な企業に進出をしていただいて、経済的な自立あるいは雇用の促進だとかいうのに当たっていければいいのかなというふうな考え方でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 県の関係と連携してやるのだということですが、その程度でしたら今までの係で十分かなというふうに思えるのです。課をつくるのですから、直接企業も回るとか、何かそういうことまで考えているのかなと思ったのですけれども、県等の対応としても何かもう少し具体的なものがあるのかなと思ったのですけれども、そういうのはお考えになっていないのでしょうか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 当然それはそういうことも展開としては考えられるのかなと思っております。企業が嵐山に進出してくる一番の課題というのは、進出してくる場所、いわゆる土地が決まりがつかっているかどうかというのが最大の今課題というのですか、いつごろまでにその土地が実際に企業進出ができるかというのがどこの企業でも企業が進出する一つのネックになっております。したがって、やはり地主さんとの関係と申しますか、幸いにインターのランプ内についても一定の方向が出てきているようなお話も聞いてありますので、それらにより積極的に町が対応しながら、その条件を整えていくというのが一番大事なのかなというふうに思っております。そういう中で、県との調整だとか、あるいは企業回りだとかいうものも当然将来考えられてくるのかなと思っておりますけれども、当面は底地をいかに決まりをつけるか、それに町がどう携わっていくのかということが最大の課題かなというふうに思っています、これはなかなか片手間ではできないというふうなことで、新しい課を立ち上げてその辺に対応していきたいという基本的な考え方でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

第11番、安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) こども課の部分につきまして幾つか聞きたいと思
います。

こども課を設置するという事については、岩澤町長の英断でこのことが
できるなというふうにつくづく痛感をしておりますが、私どももかつて一昨年
ですか、その前ですか、会派で視察をしております。これについては、子育
て支援ということで実は塩尻市を視察した経緯があります。行きましたら、教
育委員会、それは市ですから、部課長制です。こども部を設けてやったと。
子供に関するものがすべて教育委員会でやっているのだと。ああっというこ
とで驚いたわけですが、確かに時代の流れで子供についてはいろ
んなやるべき仕事が入っておりますから、教育委員会の中でやるというこ
とは時代の趨勢に合っているなというふうに思っております。その当時は、前
ですから、町でやるというのは大変だろうなというふうに思っておりましたが、
フロアが嵐山の場合は今教育委員会は上で、それが下がってくると。こども
課にした場合には、どういふふうにするのだろうかというふうに思ってお
りましたら、下に下がるということですから、これはなおいなというふう
に思っています。ただ、教育長が今度は上へ、狭い部屋になるのではないかな
というふうに思っておりますが、教育長にもご理解いただいとことだと思
います。こども課を教育委員会でやるということに対する教育長の見解とい
いましょうか、ご意見が何かありましたら、教育長の見解をおっしゃって
いただければというふうに思っています。

それから、福祉の関係が入ってくるわけですから、教育委員会の中に今
健康福祉課で所管している部分については当然何人か行くわけですが、グ
ループ制をとっている中で副課長をそこに設定をしてやる必要も出てくる
のではないかと思うのですが、その辺の考え方を聞きたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 組織の再編についての考え方ですが、先ほど提案が
あったように就学前の子供も含めて一括して子供ということで教育委員会、
これにつきましてはいろんな制度、システムが弾力化になってきまして、本
来児童福祉に関係すること、当然長の職務権限に属するその事務を地方
自治法 180 条の2という、それに沿って補助執行させると。今回の場合は、
その補助執行させる所管が教育委員会教育長であり教育委員会の事務局
職員という形で、今まで健康福祉課がやっていた事項について、先ほど来
説明があった児童福祉に関することとか医療費に関することとかたくさんあ
るわけですが、イメージがまだわいておりません、実際そういう経験
がございませんので。これについては、これから担当課同士で詰めていって、

遺漏のないようにしたいなど。補助執行とはいえ私にも決裁区分がありますし、それから職員体制についてもこども課という名称は決まっても、ではその中の体制はどうするのかということもこれから詰めていただければなというふうに思います。いずれにしても、町全体の子供の責任を1カ所で担えるならば、それも形としてはいいのではないかと。試行錯誤しながらですけども、極めて短期間でございますので、一生懸命連絡をとりながら、また先進的なところの事務も教えていただきながら取り組んでいきたいと考えております。

○柳 勝次議長 続いて、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 グループ編成の関係でございますけれども、教育委員会内のグループ編成につきましては4月1日の定期の人事異動を踏まえて担当課長と教育長でそのことについて協議をします。また、町長部局につきましては担当課長と副町長で協議をして決定をするというふうなことになっておりまして、4月1日以降にこの規定に基づいて協議がなされ、グループ編成がなされるというふうな予定になっております。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかにほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第2号議案 嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○柳 勝次議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○柳 勝次議長 これにて本議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成21年嵐山町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 零時13分)